

## 空き家条例改正案に係るパブリックコメントを開始します

先月の記者会見で「管理不全空き家の所有者・管理者への罰則強化に着手します」を  
発表しましたが、その後に検討を重ね、本日から条例改正案に係るパブリックコメント  
を開始します。

### 1 罰則強化に係る内容

#### (1) 所有者・管理者の住所・氏名の公表

- ・期限までに勧告（法第 22 条第 2 項）に従わない場合は、命令（法第 22 条第 3 項）  
を発出
- ・期限までに命令に従わない場合、命令を受けた者の住所、氏名、特定空家などの所  
在地、措置命令の内容を公表  
※公表の方法や期間などは、柏崎市空家等対策推進協議会で審議し、柏崎市管理不  
全空家等及び特定空家等認定基準・対応要領で定める。

#### (2) 過料

- ・命令に従わない、立ち入り調査を拒む、妨げるまたは忌避するなどの場合は、法に  
よる過料（法第 30 条第 1・第 2 項）を科す  
（法による過料は、50 万円以下または 20 万円以下で、市が裁判所に過料事件通知  
を行う）
- ・命令発出に伴い設置する標識（法第 22 条第 13 項）を毀損した場合は、条例による  
過料を科す  
（条例による過料は 5 万円以下で、市が過料を科す）

### 2 パブリックコメント以後のスケジュール

7 月末まで：条例改正（案）のパブリックコメントを実施

8 月：柏崎市空家等対策推進協議会（管理不全空家等及び特定空家等審議会）【付属  
機関】で、条例改正（案）および柏崎市管理不全空家等及び特定空家等認定基  
準・対応要領などを審議

9 月：市議会 9 月定例会議に条例改正（案）を上程

※法＝空家等対策の推進に関する特別措置法

条例＝柏崎市空家等の適正な管理に関する条例



パブリックコメント  
に係る市 HP 記事